

お知らせ

平成27年4月から

介護保険制度が変わります!

高齢者の方が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護連携や認知症施策の推進など、事業の充実を図るとともに、介護サービスの効率化・重点化により、必要なサービスを確保するため介護保険制度が改正されます。主な改正内容は、次のとおりです。

平成27年4月から

介護保険料が変わります

65歳以上の方の保険料は、介護サービスにかかる費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得に応じて14段階に分かれます。

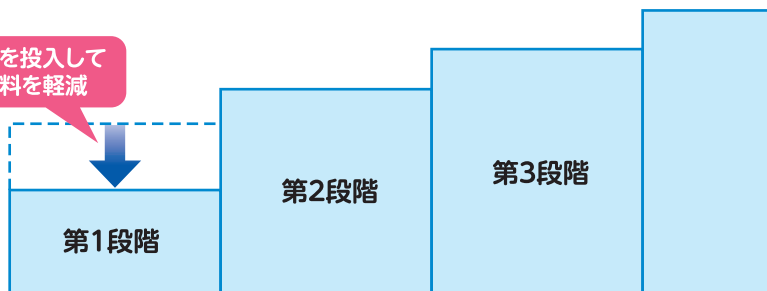
要介護認定者数の増加に伴い介護サービス費が伸びているため、平成27～29年度の基準額（月額）を5,349円から6,128円に改定します。

なお、平成27年度の確定した保険料は、7月初めに個別にお知らせします。

低所得者の介護保険料の負担を軽減します

公費（税金）を投入して、保険料段階が第1段階の方の保険料を軽減します。

公費を投入して
保険料を軽減



特別養護老人ホームへの新規入所の対象が変わります

特別養護老人ホームは、これまで要介護1の方から入所できましたが、平成27年4月から、原則として要介護3以上の方に入所が限定されます。

ただし、要介護1・2の方で、やむを得ない事情により特別養護老人ホームでなければ生活が困難な方は、特例として入所が認められる場合があります。

なお、平成27年3月31日までに入所されている要介護1・2の方は引き続き入所できます。

特別養護老人ホーム



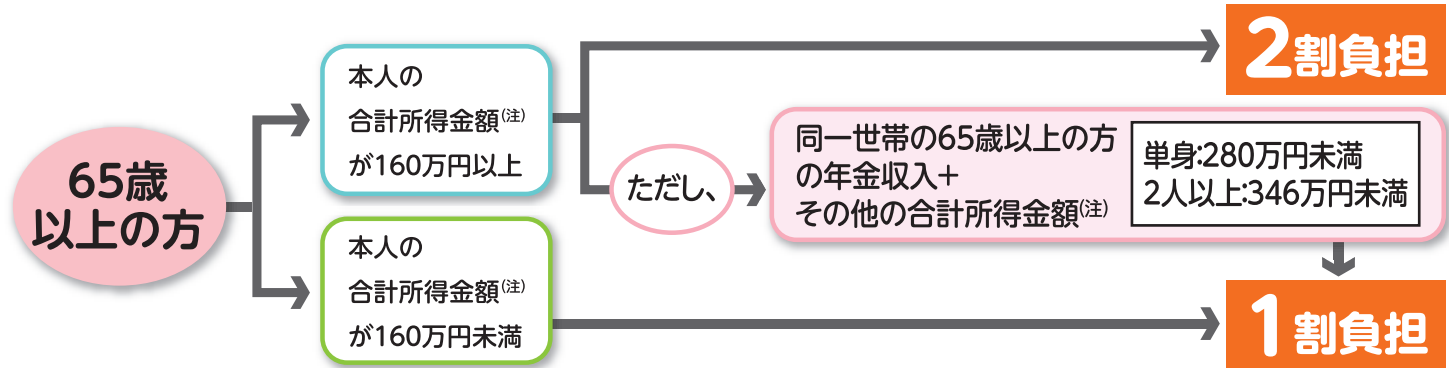
新規入所は、原則として
要介護3以上の方に限定

***** 利用者の費用負担

平成27年8月から

一定以上の所得がある方は利用者負担が2割になります

利用者負担が2割となるのは、合計所得金額^(注)が年額160万円（年金収入のみなら280万円）以上の方です。
ただし、世帯内の65歳以上の方の年金収入等とその他の合計所得金額^(注)の合計が単身で280万円未満、2人以上で346万円未満の方は1割負担のままです。



(注) 合計所得金額とは…収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

負担割合証をサービス事業者に提示する必要があります

要介護または要支援の認定を受けた方全員に、利用者負担割合（1割または2割）を記載した「介護保険負担割合証」※を発行します。介護保険サービスを利用する際は必ずサービス事業者に提示してください。

※すでに認定を受けている方については、7月末頃に個別に送付する予定です。

※所得更正や世帯構成の変更により負担割合が変更となった場合は、負担割合証を差し替えます。

高額介護サービス費の限度額の一部が変わります

1か月に利用した介護保険サービスの利用者負担が一定の限度額を超えたとき、申請により超えた額が支給される「高額介護サービス費」について、医療保険の現役並み所得に相当する方※の限度額が引き上げられます。

●利用者負担限度額(1か月)

平成27年7月まで

対象	限度額
一般世帯	37,200円(世帯)
市民税非課税世帯	24,600円(世帯)
公的年金等収入額と合計所得金額が80万円以下の方	15,000円(個人)
老齢福祉年金受給の方	15,000円(個人)
生活保護受給の方など	15,000円(個人) 15,000円(世帯)

平成27年8月から

対象	限度額
現役並み所得相当※	44,400円(世帯)
一般世帯	37,200円(世帯)

すえ置き

※同一世帯に65歳以上で市民税の課税所得金額^(注)が145万円以上の方がおられ、世帯内の65歳以上の方の収入の合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方

(注) 課税所得金額とは…収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費、基礎控除や人的控除等の控除をした後の所得金額

負担にかかるとの変更 *** **

施設へ入所する方の 居住費・食費の変更

介護保険施設（特別養護老人ホームなど）へ入所する*市民税非課税世帯の方の居住費・食費が一定の限度額を超えたとき、申請により軽減される制度について、次のとおり変更されます。

*地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）への入所及び短期入所サービス利用を含む。

平成27年4月から

多床室の居住費と負担限度額が変わります

施設へ入所する方の居住費の利用者負担額は施設との契約により決まりますが、めやすとなる金額（基準費用額）が定められています。平成27年4月から、多床室*の基準費用額が変わります。それに伴い、市民税非課税世帯の方の負担限度額も変わります。

*共用スペースを併設しない相部屋

●多床室の基準費用額

平成27年 3月まで	平成27年 4月から
320円	370円*

*平成27年8月から特別養護老人ホームの多床室については840円になります。

●多床室の負担限度額

対象	平成27年3月まで	平成27年4月から
	負担限度額	負担限度額
生活保護受給の方など	0円	すえ置き
上記以外の市民税非課税世帯の方	320円	370円

平成27年8月から

低所得の方の居住費と食費の軽減要件が変わります

平成27年8月から、預貯金等の資産や世帯分離をしている配偶者の所得についても軽減要件に追加されます。また、平成28年8月から、非課税年金（遺族年金、障害年金）も収入として算定される予定です。

軽減の対象外となる方

市民税非課税世帯であっても、①、②に該当する場合は、軽減対象外となります。

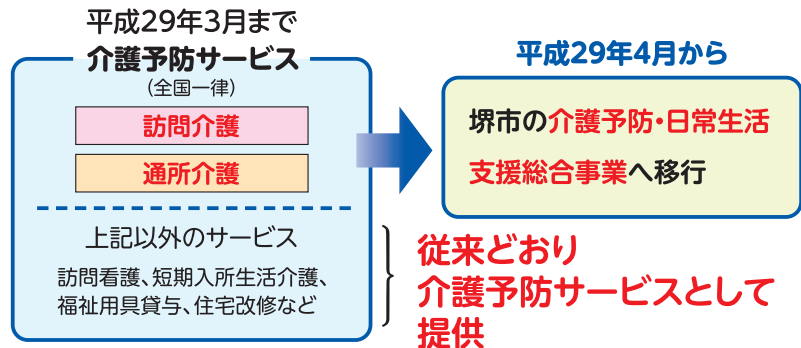
- ①預貯金等の金額が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合
- ②世帯分離をしている配偶者（事実婚を含む）が市民税を課税されている場合

- ❗申請にあたっては、本人及び配偶者の預貯金通帳等のコピー及び金融機関への照会に対する同意書を提出していただく必要があります。
- ❗偽りその他の不正行為により軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。

平成29年4月から

要支援の方の訪問介護と通所介護が変わります

要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）を、平成29年4月から堺市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。これにより、既存の介護事業者によるサービスに加えて、民間企業やNPOなどから多様なサービスが提供されるようになります。



その他にも、このような変更があります

平成27年 4月から サービス付き高齢者向け住宅が 住所地特例の対象となります

介護保険制度では住所地の市町村の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例の対象施設に入所し住所を移した方は、例外的に施設入所前の市町村の被保険者となります。これまで住所地特例の対象外となっていたサービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するものについては、住所地特例の対象となります。

平成28年 4月から 小規模な通所介護が 地域密着型サービスに移行します

定員が18人以下（予定）の小規模な通所介護（デイサービス）が地域密着型サービス※に移行します。それに伴い、原則として、他の市町村に所在する事業所のサービスを受けることはできません。

※地域密着型サービスとは、介護が必要になってもできる限り住み慣れた自宅や地域で生活できるように支援するサービスです。

お問い合わせ窓口

所属		住所	電話番号	FAX番号
堺区役所	地域福祉課 介護保険係	堺区南瓦町3-1(市役所本館2階)	072-228-7520	072-228-7870
中区役所	地域福祉課 介護保険係	中区深井沢町2470-7	072-270-8195	072-270-8103
東区役所	地域福祉課 介護保険係	東区日置荘原寺町195-1	072-287-8112	072-287-8117
西区役所	地域福祉課 介護保険係	西区鳳東町6-600	072-275-1912	072-275-1919
南区役所	地域福祉課 介護保険係	南区桃山台1-1-1	072-290-1812	072-290-1818
北区役所	地域福祉課 介護保険係	北区新金岡町5-1-4	072-258-6651	072-258-6836
美原区役所	地域福祉課 介護保険係	美原区黒山167-1	072-363-9316	072-362-0767
介護保険課		堺区南瓦町3-1(市役所本館7階)	072-228-7513	072-228-7853
高齢施策推進課		堺区南瓦町3-1(市役所本館7階)	072-228-8347	072-228-8918
介護事業者課		堺区中瓦町1-4-21 第一住建堺東ビル7階	072-275-6235	072-229-0088

平成27年3月発行 堺市健康福祉局 長寿社会部 介護保険課

※このお知らせは平成27年3月現在、厚生労働省から公表されている資料に基づき作成しています。

内容については今後、政省令等の公布などにより変更になる場合があります。

4

© 社会保険出版社
禁無断転載 89014

UD
FONT

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

グリーン購入法
適合印刷物です